

「国家公安委員会及び警察庁における個人情報の保護に関する法律第37条第1項に基づく認定に係る指針等について（通達）
（平成17年3月31日警察庁内総発第19号）」別添の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>第3 認定の基準 国家公安委員会又は警察庁長官は、認定の申請が次のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第2の2(3)エに規定する「法第43条第1項に規定する個人情報保護指針又は個人情報保護指針の作成の見通しについて記載した書類」において、「<u>国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針</u>」（平成22年国家公安委員会告示第5号）に準拠した指針が定められていること、又は、申請の段階で個人情報保護指針を定めていない場合は作成の見通しが示されていること。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第3 認定の基準 国家公安委員会又は警察庁長官は、認定の申請が次のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第2の2(3)エに規定する「法第43条第1項に規定する個人情報保護指針又は個人情報保護指針の作成の見通しについて記載した書類」において、「<u>国家公安委員会が所管する事業を行う者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針</u>」（平成16年国家公安委員会告示第31号）に準拠した指針が定められていること、又は、申請の段階で個人情報保護指針を定めていない場合は作成の見通しが示されていること。</p> <p>3～5 (略)</p>